

第四六回

参第一八号

売春防止法の一部を改正する法律（案）

売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の二項を加える。

- 2 前項の行為をする者に対し、その行為に応じて、売春の相手方となることを承諾し、又は売春の相手方となる目的で売春をするように勧誘した者は、一万円以下の罰金に処する。

第六条に次の二項を加える。

- 3 売春の相手方となる目的で、売春の周旋に応じ、又は売春の周旋を依頼した者は、一万円以下の罰金に処する。

第七条第一項及び第八条第二項中「親族関係」を「親族、業務、雇用その他の特殊な関係」に改める。

第十二条中「人を自己の占有し、若しくは管理する場所又は自己の指定する場所に居住させ、これに売春をさせること」を「いかなる方法によるを問わず、人に売春をさせること」に改める。

第十五条中「第六条」を「第六条第一項若しくは第二項」に改める。

第十六条中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

第十七条第一項中「第五条」を「第五条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第十八条に次の二項を加える。

ただし、裁判所は、第二十三条の二の規定により、二回に限りこれを更新することができる。

第十九条中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

第二十三条の次に次の二項を加える。

（補導処分の期間の更新）

第二十三条の二 婦人補導院の長は、婦人補導院に収容されている者の補導処分の期間が満了する場合において、その者がまだ社会生活に適応する状態に達していないと認めるとき又はその者の更生の妨げとなる心身の障害があると認めるときは、当該婦人補導院の所在地を管轄する地方裁判所に対して、補導処分の期間を更新すべき旨の決定の申請をすることができる。

- 2 前項の申請を受理した裁判所は、その審理にあたり、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識を有する者及び本人を収容中の婦人補導院の職員の意見を聞かなければならない。
- 3 裁判所は、本人が第一項の状況にあると認めるときは、補導処分の期間を更新する決定をしなければならない。
- 4 婦人補導院の長が裁判所に対し、第一項の申請をした場合には、補導処分の期間の経

過後であつても、裁判所から決定の通知があるまでは収容を継続することができる。

第二十三条の三 補導処分の期間の更新の決定に対しては、二週間以内に抗告することができる。

第二十三条の四 補導処分の期間の更新及び抗告に関して必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第三十二条第二項中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

附 則

- 1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内で政令で定める。
- 2 この法律の施行前に補導処分に付された者に対する補導処分の期間については、なお従前の例による。

理 由

売春防止法施行の状況にかんがみ、売春の相手方となろうとした者及び売春の周旋に応じ又はこれを依頼した者を、一定の場合に、新たに処罰の対象とするとともに、売春をさせる者の処罰及び売春をさせることを業とする者の処罰について刑罰規定を補整し、また、補導処分の期間を二回に限り更新することができることとすることによつて、更生のための補導を徹底させる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。